

180日を越える入院に係る特別料金

1日 1,755 円 (税込)

1. 厚生労働大臣の定めるところにより、長期入院されている方の入院料が一部保険給付から外され、特別の料金を徴収する事が出来る制度となっております。
2. これにより当院では、上記の金額を請求させていただきます。なお、特別料金を請求させていただく方には、事前にご連絡いたします。
3. ご不明な点については、医事課にお気軽にお問い合わせください。

整形外科押領司病院